

6. 配慮書についての意見及びそれに対する事業者の見解

6.1 配慮書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

配慮書は、「福井県環境影響評価条例」(平成11年福井県条例第2号)第4条の6の規定に基づき一般の環境の保全の見地からの意見を求めるため、「福井県環境影響評価条例施行規則」(平成11年福井県規則第66号)第3条の8の規定に基づき平成30年7月2日から平成30年8月1日まで縦覧に供し、平成30年7月2日から平成30年8月15日まで意見を求めたところ、環境の保全の見地からの意見書の提出は0通であった。

6.2 配慮書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

「福井県環境影響評価条例」（平成11年福井県条例第2号）第4条の5の規定に基づき、平成30年8月30日に福井県知事意見が出された。

配慮書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解は、表 6.2-1に示すとおりである。

表 6.2-1(1) 配慮書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

区分	知事意見	事業者の見解
I 全般的事項	<p>配慮書では事業計画で検討中とされている事項が多いことから、今後、事業計画の検討に当たっては、環境影響の回避・低減のため十分な配慮を加えるものとし、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）において、その検討経緯を明らかにすること。</p>	<p>配慮書において検討中としていた事項のうち、方法書では、対象事業実施区域を明らかにするとともに、配慮書において複数案として設定した建物配置及び煙突高さについての検討経緯並びに環境影響の回避・低減のための配慮の検討経緯を示しました。なお、煙突の高さについては、方法書段階では決定していませんが、準備書作成までに煙突高さを確定し、その条件に基づいて予測評価を行い、準備書にその結果を示す予定です。</p> <p>また、その他の事業計画のうち、検討中としていた処理方式及び環境保全目標についても、現在策定中の新ごみ処理施設整備基本計画の策定委員会において検討した結果とその経緯を方法書に記載しました。</p>
	<p>環境配慮事項として選定された大気質および景観への影響は、煙突等施設の配置や高さに依存する。また、施設配置によって工事内容や土地改変の程度が異なることから、動植物等の環境要素への影響も含め多角的に評価する必要がある。このため、煙突等施設の配置や構造の具体化にあたっては環境影響を総合的に考慮し、可能な限り回避・低減させるよう努めること。</p>	<p>配置については、土地の安全性や景観等の観点から検討を行い、事業性や経済性ととも環境影響を総合的に考慮し、可能な限り回避・低減するよう配慮し、その内容を方法書に記載しました。</p> <p>また、煙突高さについては現施設の煙突高さや自主基準値等から再度検討を行いました。なお、煙突の高さについては、方法書段階では決定していませんが、準備書作成までに煙突高さを確定し、今後実施する予測・評価の結果を踏まえ、更なる環境影響の回避・低減に努めてまいります。</p>

表 6.2-1(2) 配慮書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

区分	知事意見	事業者の見解
大気質	<p>事業実施想定区域の周辺には、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や住居地域が存在する。</p> <p>このため、本ごみ処理施設の稼働に伴う大気質への影響が回避・低減されるよう、ごみ処理方式および排ガス処理等について最良の技術による環境対策設備を採用するとともに、施設の適切な維持管理を図ること。</p> <p>また、煙突の高さおよび配置等に関して、大気汚染物質の拡散状況、逆転層などの短期高濃度条件の影響について十分考慮した適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>ごみ処理方式及び排ガス処理等の検討にあたっては、今後、具体的な検討を行ってまいります。本施設の稼働に伴う大気質への影響ができる限り回避・低減されるよう現時点で最良の目標値を設定しました。また、これを達成できるよう、最良の技術による環境対策設備を採用するとともに、施設の適切な維持管理についても配慮してまいります。</p> <p>また、煙突の高さ及び配置等に関しては、今後の手続きにおいて、大気汚染物質の拡散状況、逆転層などの短期高濃度条件の影響について明らかにし、その結果も踏まえ十分考慮した適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>
II 個別事項 景観	<p>本ごみ処理施設は、現施設の西側に位置し、周囲を林地で囲まれた現施設に比べ、周囲の住居等からより容易に視認されうる可能性がある。</p> <p>このため、住居等からの身近な景観への影響について考慮し、影響が回避・低減されるよう、建物および煙突の配置、構造および色彩ならびに敷地内の緑化などの環境保全措置を地域景観との調和に留意して検討すること。</p> <p>加えて、本事業に伴い現施設の西側の樹林を伐採する場合には、現施設の周辺の住居等からの視認についても留意し、適切な環境保全措置をとること。</p>	<p>景観に関しては、景観資源や眺望点からの景観のほか、周囲の住居・田園等からの景観地点も設けることとし、周囲の樹林を伐採した場合について、本ごみ処理施設及び現クリーンセンターの視認状況など身近な景観への影響についても把握できるよう調査地点を設定しました。</p> <p>今後、準備書においてフォトモンタージュ等により具体的な景観予測を行うこととしており、その結果を踏まえ住居・田園等からの身近な景観への影響について回避・低減されるよう煙突の配置、構造及び色彩並びに敷地内の緑化施設の計画に関して、必要な環境保全措置を検討してまいります。</p>
選定している環境配慮事項以外の環境要素	<p>今後具体化する施設の仕様等や工事方法などの事業計画に応じ、影響要因および環境要素を見直し、必要に応じ環境影響評価項目の追加等を行うこと。</p> <p>事業実施想定区域は、現施設の隣接地であり、二次林が広がる地域ではあるが、動植物や生態系に係る調査等を専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受け、適切な手法を用いて実施し、その影響を回避・低減する環境保全措置を十分に検討すること。</p>	<p>施設の仕様等や工事方法などの事業計画を踏まえ、方法書において、配慮書で選定した大気質、景観のほか、騒音、振動、悪臭、水質、動物、植物、生態系、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等及び温室効果ガス等の項目の追加を行いました。</p> <p>動植物や生態系に係る調査等を実施するにあたっては、地域に詳しい専門家等へのヒアリングを実施し、その結果も踏まえ調査、予測・評価の手法を検討しました。</p> <p>また、今後の方法書に基づく調査、予測・評価の結果も踏まえ、影響を回避・低減するための環境保全措置を検討してまいります。</p>

表 6.2-1(3) 配慮書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

区分		知事意見	事業者の見解
Ⅱ 個別事項	環境要素 選定している環境配慮事項以外の	<p>新ごみ処理施設の稼働に伴う廃棄物および温室効果ガスの排出量について、適切に予測および評価を行い、できる限りの排出量削減策を検討すること。</p>	<p>新ごみ処理施設の稼働に伴う廃棄物等及び温室効果ガス等を環境影響評価項目として選定し、その予測及び評価方法について記載しました。</p> <p>また、方法書に基づく調査、予測・評価の結果も踏まえ、影響を回避・低減するための環境保全措置を検討してまいります。</p>
		<p>環境影響評価手続中において、新ごみ処理施設稼働後の現施設建屋等の取扱いが具体化した場合には、その環境影響の回避・低減についても考慮すること。</p>	<p>環境影響評価手続中において、新ごみ処理施設稼働後の現施設建屋等の取扱いが具体化した場合には、その環境影響の回避・低減についても考慮します。</p>